



島根県報

令和7年3月28日（金）

号外 第 3 1 号

<https://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【告 示】

道路の区域の変更（3件）	（道路維持課）	2
道路の供用開始	（ ” ）	5

告 示

島根県告示第201号

道路の区域を次のように変更したので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する地方機関において一般の縦覧に供する。

令和7年3月28日

島根県知事 丸 山 達 也

道路の種類	路線名	道路の区域				管轄する地方機関の名称	備考
		区 間	変更前後の別	敷地の幅員	延長		
県 道	波佐芸北線	浜田市金城町波佐イ956番2地先から同地先まで	前 A	メートル 4.30	メートル 69.00	浜田県土整備事務所	左記のA及びBは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。 災害復旧工事 仮設道撤去
			B	3.80～ 13.80	70.00		
			後 A	4.30	69.00		

島根県告示第202号

道路の区域を次のように変更したので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する地方機関において一般の縦覧に供する。

令和7年3月28日

島根県知事 丸 山 達 也

道路の種類	路線名	道路の区域			管轄する地方機関の名称	備考
		区間	変更前後の別	敷地の幅員 延長		
県道	波根久手線	大田市久手町刺鹿字上黒田710番1地先から同711番5地先まで	前	メートル 10.00～ 24.00	メートル 34.00	県央県土整備事務所大田事業所 不用物件発生 減幅
			後	9.20～ 16.00	34.00	

島根県告示第203号

令和7年4月1日付けで、道路の区域を次のように変更するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する地方機関において一般の縦覧に供する。

令和7年3月28日

島根県知事 丸 山 達 也

道路の種類	路線名	道路の区域				管轄する地方機関の名称	備考
		区 間	変更前後の別	敷地の幅員	延長		
県 道	三次江津線	邑智郡邑南町矢上465番2地先から同町日和2071番3地先まで	前 A	4.00～30.00	メートル	県央県土整備事務所	左記のA及びBは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。 町道との振替 町道移管
			後 B	4.00～65.00	メートル		

島根県告示第204号

道路の供用を次のように開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する地方機関において一般の縦覧に供する。

令和7年3月28日

島根県知事 丸 山 達 也

道路の種類	路線名	供用開始の区間	延長	供用開始年月日	管轄する地方機関の名称	備考
県道	松江木次線	雲南市大東町大東1575番6地先から同1440番5地先まで	メートル 300.40	令和7年 3月28日	雲南県土整備事務所	